

堺市上下水道局決裁規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局決裁規程（昭和43年水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「同じ。）」の次に「、サービス推進部部理事（業務管理担当）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 別表第4項及び第12項の規定により部長又は課長が専決すべきものとされた事項について、その専決権限を有する職のない組織においては、当該職の上位に当たる局次長又は部長の職にある者がその事項を専決する。

第10条第2項の表中

「

部長	所管課長又は担当の部理事若しくは副理事	担当の参事、総括参事役又は参事役
----	---------------------	------------------

を

」

「

部長	所管課長又は担当の部理事若しくは副理事	担当の参事、総括参事役又は参事役
部理事	所管課長又は副理事	担当の参事、総括参事役又は参事役

に

」

改め、同条に次の1項を加える。

- 4 前2項の規定にかかわらず、技術力強化担当課長及び工事検査担当課長が所管する業務において、決裁者が決裁すべき事項について、決裁者が不在であるときは次の表に掲げる第1次代決者が、決裁者及び第1次代決者がともに不在であるときは同表に掲げる第2次代決者がそれぞれ代決することができる。

決裁者	代決の順序	
	第1次	第2次
局次長	所管の担当課長	担当の参事、総括参事役又は参事役
担当課長	グループのリーダーとして担当課長が指名する	担当課長が指名する主幹若しくは主査又は所

	る主幹若しくは主査又は所管の主幹（局次長（技術監理担当）が指名する者に限る。）	管の主幹（局次長（技術監理担当）が指名する者を除く。）若しくは主査
--	---	-----------------------------------

別表第1項中「局次長専決事項」を「各局次長共通専決事項」に改め、第8号から第10号までを削り、第11号を第8号とし、第12号から第17号までを3号ずつ繰り上げ、第18号及び第19号を削り、第20号を第15号とし、同項第21号中「初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した」を「当該契約期間の全期間に係る」に改め、同号を同項第16号とし、同項中第22号を第17号とし、同項第23号中「初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した」を「当該契約期間の全期間に係る」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第24号を第19号とし、同項第25号中「初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した」を「当該契約期間の全期間に係る」に改め、同号を同項第20号とし、同項中第26号を第21号とし、第27号及び第28号を5号ずつ繰り上げ、同項第29号中「初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した」を「当該契約期間の全期間に係る」に改め、同号を同項第24号とし、同項中第30号を第25号とし、第31号から第38号までを5号ずつ繰り上げ、同項中第39号を削り、第40号を第34号とし、同項第41号中「新規に限り、軽易な物件の設置に係るものを除く」を「各部長共通専決事項及び各課長共通専決事項を除く」に改め、同号を同項第35号とし、同項第42号中「減免に関する基準が明確なものを除く」を「各部長共通専決事項及び各課長共通専決事項を除く」に改め、同号を同項第36号とし、同項中第43号を第37号とし、第44号から第60号までを6号ずつ繰り上げ、同表中第27項を第30項とし、第25項及び第26項を3項ずつ繰り下げ、第28項の前に次の1項を加える。

27 ポンプ場・包括委託担当課長専決事項

- (1) 所管に属する施設の監督官庁への軽易な変更届出及び法定定期検査申請に関すること。
- (2) 所管に属する汚染負荷量賦課金の支出に関すること。
- (3) 所管に属する公共下水道等の行為の許可及び占用の許可に関すること（軽易なものに限る。）。

別表第24項第2号中「汚染負荷量賦課金」の前に「所管に属する」を加え、同項に次の1号を加え、同項を同表第26項とする。

- (3) 所管に属する公共下水道等の行為の許可及び占用の許可に関すること（軽易なもの

に限る。)

別表第23項中第2号を削り、同項第3号中「公共下水道等」の前に「所管に属する」を加え、同号を同項第2号とし、同項を同表第25項とし、同表第22項第3号中「行為」の次に「の許可」を、「関すること」の次に「(軽易なものに限る。)」を加え、同項を同表第24項とし、同表第21項第2号中「初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した」を「当該契約期間の全期間に係る」に改め、同項を同表第23項とし、同表中第20項を第22項とし、第14項から第19項までを2項ずつ繰り下げ、同表第13項第1号、第2号及び第4号中「初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した」を「当該契約期間の全期間に係る」に改め、同項を同表第15項とし、同表第12項に次の2号を加え、同項を同表第14項とする。

(2) 職員の研修に係る経費の支出に関すること。

(3) 国若しくは他の地方公共団体又はその他の研修機関の行う研修への所属職員の派遣に係る予算の支出に関すること。

別表中第11項を削り、第10項を第13項とし、同表第9項第9号、第12号及び第17号中「初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した」を「当該契約期間の全期間に係る」に改め、同項中第46号及び第47号を次のように改める。

(46) 行政財産の目的外使用許可に関すること(使用許可に関する基準が明確かつ、軽易な物件の設置に係るものに限る。)

(47) 行政財産の目的外使用料の減免に関すること(減免に関する基準が明確かつ、軽易な物件の設置に係るものに限る。)

別表中第9項を第12項とし、同表第8項第1号中「公共下水道等」の前に「部の所管に係る」を加え、同項に次の1号を加え、同項を同表第11項とする。

(3) 下水道法第10条第1項ただし書に基づく排水設備の設置義務の免除に関すること。

別表第7項第1号中「公共下水道等」の前に「部の所管に係る」を加え、「軽易な行為及び占用の許可を除く」を「軽易なものを除く」に改め、同項第2号中「(下水道部所管事務に限る。)」を削り、同項を同表第10項とし、同表中第6項を第9項とし、同表第5項中「サービス推進部長」を「サービス推進部部理事(業務管理担当)」に改め、同項を同表第8項とし、同項の前に次の1項を加える。

7 サービス推進部部理事(業務管理担当)専決事項

(1) 指定給水装置工事事業者の指定、指定の取消し及び指定の効力の停止等に関すること。

(2) 指定排水設備工事業者の指定、指定の取消し及び指定の効力の停止等に関する
と。

(3) 下水道使用料の参加差押えに関すること。

(4) 下水道使用料に係る差押財産の換価処分及び換価猶予に関すること。

(5) 環境整備資金貸付金に係る遅延利息の減免に関すること。

(6) 水洗化等への改造及び設置の命令に関すること。

(7) 受益者負担金の納期の変更に関すること。

(8) 受益者負担金の更正に関すること。

(9) 受益者負担金の参加差押えに関すること。

(10) 受益者負担金に係る差押財産の換価処分及び換価猶予に関すること。

別表第4項第1号及び第2号中「局次長専決事項」を「各局次長共通専決事項」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項第13号中「初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した」を「当該契約期間の全期間に係る」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号中「初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した」を「当該契約期間の全期間に係る」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号中「初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した」を「当該契約期間の全期間に係る」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第16号を第15号とし、第17号から第20号までを1号ずつ繰り上げ、第21号から第30号までを削り、同項を同表第6項とし、同表中第3項を第5項とし、同表第2項第12号、第14号及び第18号中「初年度の年額を当該契約期間の全期間に係る額に換算した」を「当該契約期間の全期間に係る」に改め、同項第42号中「新規かつ軽易な物件の設置に係る行政財産の目的外使用許可及び」を削り、「もの」の次に「及び重要なもの」を加え、同項第43号中「新規かつ軽易な物件の設置に係る行政財産の目的外使用料の減免及び」を削り、「係るもの」の次に「及び重要なもの」を加え、同号ただし書を削り、同項中第61号を第62号とし、第53号から第60号までを1号ずつ繰り下げ、第52号の次に次の1号を加える。

(53) 行政機関等匿名加工情報の作成、提案に対する審査並びに利用に係る契約の締結及び解除に関すること。

別表中第2項を第4項とし、同項の前に次の2項を加える。

2 局次長（企業経営担当）専決事項

(1) 職員の専従許可に関すること。

(2) 会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員をいう。以下

同じ。)の任免に関する事(本市の常勤の職員その他これと同等と認められる職員であったものに係るものに限る。)

(3) 臨時的任用職員の任免に関する事。

(4) 安全衛生管理体制、安全衛生委員会組織及び安全運転管理体制に係る委員等の発令に関する事。

(5) 1件1,000,000円以上の予備費の充用に関する事。

(6) 例月出納検査に関する事。

3 局次長(技術監理担当)専決事項

(1) 検査事務主担者及び検査担当を任命する事。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。